

# 東村山市児童クラブの設置運営に関するガイドライン策定会議設置要領

平成24年6月29日 東村山学童保育連絡協議会作成

## (設置)

第1条 東村山市の児童クラブに関する設置運営ガイドラインを策定するにあたり、東村山市と東村山学童保育連絡協議会（以下「学保連」という。）、児童クラブ保護者の三者で検討・協議を行うため、(仮称)東村山市児童クラブの設置運営に関する策定会議（以下「会議」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 会議が検討・協議する事項は次のとおりとする。

(1) 東村山市における児童クラブのあり方・指針の策定に関すること。

(2) あり方・指針を実現するために必要な設置運営基準の策定に関すること。

2 策定した東村山市児童クラブの設置運営に関するガイドラインを児童育成計画推進部会および市長に報告する。

## (組織)

第3条 会議は次に掲げる46人以内の委員をもって組織する。

(1) 東村山市内にある16の児童クラブ保護者会および父母会の代表者 各会2人以内で計32人以内

(2) 障がい児保護者連絡会の代表者 2人以内

(3) 学保連の代表者 3人以内

(4) 市の職員 9人以内

## (任期)

第4条 委員の任期は、第2条2の規定による報告をもって終了とする。

## (座長および座長代理)

第5条 会議に、座長および座長代理を置く。

2 座長は、委員の互選による。

3 座長代理は、座長の指名による。

4 座長は、会議を代表し、会務を総理する。

5 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故のあるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 会議は、座長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

## (委員)

第7条 各児童クラブ保護者会および父母会の代表者は、あらかじめ座長に申し出れば、代理を立てることができる。

## (会議の公開)

第8条 会議は、東村山市附属機関等の会議の公開に関する指針に準じて会議を公開する。

## (庶務)

第9条 会議の庶務は、学保連と子ども家庭部児童課において処理する。

## (委任規定)

第10条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める

## 附則

この要綱は、平成24年6月29日から施行する。